

議案第90号

指定管理者の指定について（玉丘史跡公園）

次の者を玉丘史跡公園の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月1日提出

加西市長 西村 和平

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

玉丘史跡公園

加西市玉丘町76番地

2 指定管理者

加古川市西神吉町宮前711番地の2

株式会社 清光社

3 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

(審議資料)

玉丘史跡公園の指定管理者の指定につき、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの

- 1 指定管理者 株式会社 清光社
- 2 指定期間 3年（平成28年4月1日～平成31年3月31日）
- 3 審査結果

審査項目	配点	(株)清光社
1 施設設置目的の達成について	60点	42
2 市民の平等利用の確保と市民サービスの向上について	60点	42
3 施設の効用の最大化と管理経費の縮減について	60点	33
4 施設の維持管理について	60点	39
5 施設の管理運営する組織体制について	60点	42
6 自主事業について	60点	42
7 提案金額の比較について	180点	159.0
8 その他	60点	33
合計	600点	432.0
平均	100点	72.0
インセンティブによる補正後	100点	67.0

- 4 指定管理料 19,680,000円（3年間：限度額）